

資料 2-2

令和8年度岩手県認知症介護実践者等養成研修委託実施一覧

No.	研修名	目的	対象者	受講総定員	回数
1	認知症介護基礎研修	認知症介護の基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようとする。	介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等	300名程度	1回*
2	認知症介護実践者研修	施設、在宅に関わらず認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得させる。	身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者で、概ね実務経験2年程度の者	330名程度	3回
3	認知症介護実践リーダー研修	ケアチームにおける指導的立場として実践者の知識・技術・態度を指導する能力及び実践リーダーとしてのチームマネジメント能力を修得させる。	介護業務に概ね5年以上従事した経験を有する者で、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、実践者研修を修了し1年以上経過している者等	80名程度	1回
4	認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させる。	指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者	20名程度	1回
5	認知症対応型サービス事業管理者研修	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を管理・運営していくために必要な知識・技術を修得させる。	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の管理者又は管理者になることが予定される者	70名程度	1回
6	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護計画又は看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識・技術を修得させる。	指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者	30名程度	1回

* 認知症介護基礎研修は、原則としてeラーニングシステムにより実施。